

ふるさと納税寄附金のワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度とは？

確定申告を必要としない給与所得者等に限り寄附先が5自治体以内であれば確定申告が不要になる制度です。

ワンストップ特例制度が適用される為の条件

- ①「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先の自治体へ提出すること
- ②もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ③1年間（平成29年1月1日～平成29年12月31日）の寄附先が5自治体以下であること
※1つの自治体に複数回寄附しても1カウントとなります

留意事項

- ①（転居による住所変更など）申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」をふるさと納税先自治体へ提出することが必要です。
- ②ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む。）や、5自治体を超えて申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となるため、確定申告で寄附金控除を申請してください。
- ③ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。
（ふるさと納税をした翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。）

ふるさと納税ワンストップ特例の適用をご希望される方へ

平成28年より、個人番号の記載が必要です。また、個人番号の番号確認・身元確認のため1～3のいずれかの書類が必要となります。

- 1 個人番号カードのコピー（表と裏）
- 2 通知カードのコピー（表と裏） と A又はBのコピー
- 3 個人番号が記載された住民票のコピー と A又はBのコピー

A 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 のいずれか一つ（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）。

※必要な場合は表と裏のコピーをお願いします。

B 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

ワンストップ特例制度をご利用の方へ

※ ワンストップ特例制度は、確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄附先が5自治体以内であれば確定申告が不要になる制度です。

制度をご利用の場合は、「寄附金控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入し、以下、確認書類添付欄に、個人番号（マイナンバー）の番号確認・身元確認書類の写しを貼付して、申請書と本紙を当市へご提出願います。

<提出期限：1月10日【必着】>

制度の対象とならない場合は、確定申告が必要となりますので、ご了承ください。

◇確認書類添付欄（貼りきれない書類の写しを提出する場合は、本紙裏面に貼付願います。）

①個人番号確認書類

のりしろ

個人番号カードの写し（裏面）

※個人番号カード以外の個人番号確認書類の写し

- ・通知カードの写し（表面・裏面）
- ・個人番号が記載された住民票の写し
など

②身元確認書類

のりしろ

個人番号カードの写し（表面）

※個人番号カード以外の身元確認書類の写し

- ・運転免許証の写し（表面・裏面）
- ・パスポートの写し
- ・健康保険証の写し
など

（注1）個人番号カードで本人確認を行う場合は、表面及び裏面が必要です。

（注2）個人番号カードがない場合は、個人番号確認書類及び身元確認書類がそれぞれ必要となります。

提出日を記入してください。

平成 年 月 日	整理番号
青森県むつ市長 殿	フリガナ
住 所	氏 名
	個人番号
	性 別
電話番号	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第5項に規定する個人番号をいう。））を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法（第13条第1項第1号）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとする寄附金（以下「寄附金」という。）の事項を記載してください。

太枠内を記入してください。

捺印してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなく、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書（以下「確定申告書」という。）を提出する必要があります。

寄附年月日、寄附金額を記入してください。
※同じ自治体に複数回寄附した場合、その都度申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額

①または②に該当しない場合は、確定申告の必要がありますので、本申告書の提出は不要です。

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する者（以下「対象者」といいます。）をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年の末、申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書きを除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

「確定申告をする必要のない」方が、ふるさと納税による寄附をした場合のみチェックをしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含む申告の特例の対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けた寄附金（以下「寄附金」といいます。）をいいます。

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックをしてください。（寄附回数ではなく、寄附先の自治体です。）

住 所	受付日付印
氏 名	

太枠内を記入してください。

受付団体名	青森県むつ市
-------	--------

平成29年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成	年	月	日	整理番号	
	青森県むつ市長	殿		フリガナ	
住所	〒			氏名	印
				個人番号	
				性別	
電話番号				生年月日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

平成29年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所		受付日付印
氏名	殿	

受付団体名	青森県むつ市
-------	--------